官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　二
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一六）　二
〔規　則〕
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院一五―一四―四六）　二
○人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一五―二三）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二三八）　三
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二一〇、二一二）　三
○政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件（同二一一）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産七四七）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七四八）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通六六〇）　四
○Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件（同六六一）　四
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同六六二）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四七、一四八）　五
○浄化槽の型式の認定を更新した件（東北地方整備局八八）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四七、四八）　六
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録海技免許講習事務の廃止に関する公示（同）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○農林水産省令第四十三号

日本中央競馬会法の一部を改正する法律（令和八年法律第十一号）の施行に伴い、並びに日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第十九条第三項及び第五項並びに第二十五条第二号の規定に基づき、日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令

日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十九条第三項の認可の申請手続） **第二条の五**　競馬会は、法第十九条第三項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） （法第十九条第五項の認可の申請手続） **第二条の八**　競馬会は、法第十九条第五項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一　業務の対象とする施設又は設備 二　前号の施設又は設備の利用料又は賃料の設定方法 三　業務の相手方となる者の条件 四　他の業務の円滑な遂行を確保するための条件 **第二条の九**　（略） （保有することができる有価証券） **第八条**　法第二十五条第二号の農林水産省令で定める有価証券は、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）、放送債券及び農林債の債券とする。	（法第十九条第三項の認可の申請手続） **第二条の五**　競馬会は法第十九条第三項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） **第二条の八**　（略） （保有することができる有価証券） **第八条**　法第二十五条第二号の農林水産省令で定める有価証券は、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券、放送債券及び農林債券とする。

附　則

この省令は、日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○防衛省令第十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） **第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。 一　［略］ 二　隊員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 二の二～十七　［略］ 2～4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特別休暇） **第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。 一　［同上］ 二　隊員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 二の二～十七　［同上］ 2～4　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年六月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一四―四六

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） **第二十二条**　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一　（略） 二　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 三～十八　（略） 2～4　（略）	（特別休暇） **第二十二条**　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一　（略） 二　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 三～十八　（略） 2～4　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年六月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一五―二三

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（年次休暇以外の休暇） **第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 一　（略）	（年次休暇以外の休暇） **第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 一　（略） 二　非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 三～十八　（略） 2・3　（略）

法規的告示

○厚生労働省告示第二百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第1 1～1219　（略） 1220　分子的残存病変検査用プログラム **別表第2** 1～2046　（略） 2047　感覚刺激誘導式運動訓練支援プログラム	**別表第1** 1～1219　（略） （新設） **別表第2** 1～2046　（略） （新設）

その他告示

○総務省告示第二百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

政党	異動事項		届出年月日
政治団体の名称		新	旧	
減税日本・ゆうこく連合	支部の数	二	〇	八（令和）二、五
	（設立された支部の名称）	減税日本・ゆうこく連合佐賀県第１区総支部		
	（主たる事務所の所在地）	佐賀県佐賀市高木瀬東二―五―四一		
	（主たる活動区域）	佐賀県		
	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	○		
	（設立された支部の名称）	減税日本・ゆうこく連合愛知県第１区総支部		
	（主たる事務所の所在地）	愛知県名古屋市東区古出来二―五―一一		
	（主たる活動区域）	愛知県		
	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	○		

○総務省告示第二百十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第四項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

政治団体の名称	代表者の氏名	政党でなくなった年月日
減税日本・ゆうこく連合	原口　一博	八（令和）二、一三

○総務省告示第二百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党

政治団体の名称	異動事項		異動年月日
		新	旧	
参政党	会計責任者の氏名	高岩　勝人	海老　克昌	八（令和）二、二四
中道改革連合	代表者の氏名	小川　淳也	山井　和則	八、二、一三
みんなでつくる党	主たる事務所の所在地	東京都港区南青山二―二―一五	東京都千代田区永田町二―九―六	八、二、一六
立憲民主党	主たる事務所の所在地	千葉県柏市大室一七九九―一九	東京都港区南青山二―二―一五	八、四、三
	会計責任者の氏名	熊谷　裕人	田名部匡代	八、三、一二

(二)　政治資金団体

政治団体の名称	異動事項		異動年月日
		新	旧	
一般財団法人国民政治協会	会計責任者の氏名	有馬健次郎	穴山　洋一	八（令和）三、五
未来創造党	主たる事務所の所在地	東京都港区南青山一四―八	埼玉県川越市小堤五二―二―一五	八、二、九
	主たる事務所の所在地	千葉県柏市大室一七九九―一九	東京都港区南青山二―二―一五	八、四、三

○法務省告示第四十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月一日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属　済田　秀治
さいたま地方法務局所属　加藤　裕
名古屋法務局所属　三善　和則
福岡法務局所属　正木　開志

○農林水産省告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字芦原字山西五七二三の一、五七七八、五七九八の一から五七九八の三まで、五八一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年六月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年五月十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5864号	電子傾斜計	ＴＩ―100シリーズ	東京計器株式会社	東京都大田区羽田空港一丁目1番4号

○国土交通省告示第六百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
上海事務所	5th Floor, No. 1288 Wai Ma Lu, Huangpu district, 200011 Shanghai, CHINA
ウルム事務所	Neue Strasse 76／78 D 89073 ULM, GERMANY
アントワープ事務所	Schalïënstraat 5　2000 Antwerp BELGIUM
ロッテルダム事務所	Building "Willemswerf" Boompjes 40　3011XB ROTTERDAM, NETHERLANDS
フローニンゲン事務所	Marcellus Emantslaan 1A 9721TK GRONINGEN, NETHERLANDS
ヴェニス事務所	Via Torino, 151／E-30172-VENICE, ITALY
ヨーテボリ事務所	Fabriksgatan 13 SE-41250 GOTHENBURG, SWEDEN
コペンハーゲン事務所	Vesterbrogade 149 DK-1620 Copenhagen V, DENMARK
ヘルシンキ事務所	Eerikinkatu 6 B 20100 Turku, FINLAND
トゥルク事務所	Eerikinkatu 6 B 20100 Turku, FINLAND

(二)　変更年月日　令和八年五月十五日

○国土交通省告示第六百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会九州第一事業所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
変更後	福岡県北九州市戸畑区小芝三丁目８番16号

(二)　変更年月日　令和八年六月一日

○防衛省告示第百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月八日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

○東北地方整備局告示第八十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年六月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

東北地方整備局長　西村　拓

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月八日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

認定更新番号表

製造業者名 代表取締役 浄化槽	名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　史郎 カヤバ浄化槽	ＫＡＬⅡ－Ａ３型	２－21Ｋ－Ｈ－001	２－26Ｋ－Ｈ－001
〃	－Ｂ型	－１	－１
〃	－Ｃ型	－２	－２
〃	－Ｄ型	－３	－３
〃	－Ｅ型	－４	－４
〃	－Ｆ型	－５	－５
〃	－Ｇ型	－６	－６

○四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県高岡郡四万十町金上野字岡ハナ六〇五番一から同県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山二四〇一番一まで	前	Ａ　一一・〇〇～九三・〇〇（メートル） Ｂ・Ｃ・Ｄ　八・九〇～二五一・四〇	八・六一五（キロメートル）	上記Ａ・Ｂ・Ｃ及びＤは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　一一・〇〇～九三・〇〇 Ｂ・Ｃ・Ｄ　八・九〇～二五一・四〇	八・六一五 六・六七一	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字正後庵二三六七番一三から同町拳ノ川字正後庵二三六六番二まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月一日

国会事項

参議院

議事日程

五月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

令和八年五月二十九日（金曜日）

午前十時開議

第一　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八　太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第九　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案付託

五月二十八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

議院運営委員会に付託

報告書提出

五月二十八日委員長から次の報告書を提出した。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）審査報告書

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）審査報告書

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）審査報告書

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）審査報告書

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（閣法第四九号）審査報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）審査報告書

人事異動

内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する（五月二十八日）

平出　喜一

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
菊地　毅　小林　繁一
丸山　恒久　湯村　良章

正六位に叙する（各通）
島崎　昭　花尻　末夫
圓本　禊　山口　健

従六位に叙する（各通）
井上　一平

正七位に叙する
今鹿倉正徳
佐久間敏昭
木下　光男
森竹　忠信

従七位に叙する（各通）（以上四月二十三日）
岡野　弘彦

従三位に叙する
猪狩　眞

正四位に叙する
（藤岡市議会議員）
冬木　一俊

従五位に叙する
伊藤　文夫　仁田　準
松岡　正樹　松永　光雄

正六位に叙する（各通）
井上　公明　江上　寛
荻原　光彦　鈴木　直任
橋詰　洪太　藤内　一光

従六位に叙する（各通）
金山　正弘

正七位に叙する（以上四月二十四日）
（兵庫教育大学名誉教授）
鈴木　寛

従四位に叙する
高橋　伸忠

従五位に叙する
阿部　伃一　池間　武俊
奥山　盛治
菊川　岩根　原　博
森　茂
大村喜一郎　小出　正治
志賀　浩　田村　壯安
（鹿児島県警部）

従六位に叙する（各通）
三上　正人

正七位に叙する
福澤　輝光

従七位に叙する（以上四月二十五日）
（茨城大学名誉教授）
栗村　芳實

正四位に叙する
上原　博
古俣与喜男
岡本　辰夫
曽我　茂

従五位に叙する（各通）
百木野一成
森下外紀弘

正六位に叙する（各通）
奥山　愼　高橋　博員
藤野　公一　山内　邦夫

従六位に叙する（各通）
高城　隆
三谷　静夫

正七位に叙する（各通）
佐々木京三

従七位に叙する（以上四月二十六日）
青柳　俊二

正七位に叙する（各通）（四月三十日）
山田　征男

従六位に叙する
松原　節夫

従七位に叙する（各通）（以上五月一日）

○叙勲

（藤岡市議会議員）
冬木　一俊

旭日小綬章を授ける
山川　秀

旭日双光章を授ける
戸井田　洋

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
菊地　毅

瑞宝小綬章を授ける
花尻　末夫

瑞宝双光章を授ける
猪股　義徳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
島崎　昭　森竹　忠信

瑞宝双光章を授ける
木下　光男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
金山　正弘　瀬尾　隆司
伊藤　文夫
野上　求　橋詰　洪太　藤内　一光

瑞宝双光章を授ける（各通）（四月二十四日）
（兵庫教育大学名誉教授）
鈴木　寛
阿部　伃一　菊川　岩根　瀬尾　武志
原　博　三上　正人

瑞宝双光章を授ける（各通）
小出　正治　志賀　浩　福澤　輝光
鏑流馬　剛　吉野　幸一
（鹿児島県警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十五日）
（茨城大学名誉教授）
栗村　芳實

瑞宝中綬章を授ける
奥山　愼　曽我　茂

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡本　辰夫　高城　隆　藤野　公一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十六日）
青柳　俊二

瑞宝単光章を授ける（四月三十日）
猪股　義徳

瑞宝単光章を授ける（五月一日）
フィリピン共和国大統領
フェルディナンド・ロムアルデス・マルコス・ジュニア

大勲位菊花大綬章を贈進する
フィリピン共和国大統領夫人
ルイーズ・アラネタ・マルコス

宝冠大綬章を贈与する（以上五月二十二日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年六月一日　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年４月22日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(1)石第03060号	株式会社オフィスこの指とまれ
東京都知事(1)第32054号	アイ・ティ・リアライズ株式会社
東京都知事(1)第32055号	株式会社日医リース
東京都知事(1)第32056号	株式会社Tiger Japan Investment
東京都知事(1)第32057号	株式会社ＡＭＣ
東京都知事(1)第32058号	信金キャピタル株式会社
東京都知事(1)第32059号	株式会社アヴァルセック
大阪府知事(1)第13041号	株式会社ネクスフィン

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年３月１日	埼玉県知事(9)第03497号	株式会社高島屋クレイキャピタル（株式会社クレイリッシュ）

令和８年４月22日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
山梨県知事(11)第00553号	やはた商事株式会社
青森県知事(7)第01707号	菊池商事
静岡県知事(15)第00237号	丸専株式会社（ＣＲＥＤＩＴマルセン）
東京都知事(13)第09258号	神田ファイナンス株式会社
沖縄県知事(3)第04242号	リピート
東京都知事(2)第31788号	株式会社ＩＰキャピタル
熊本県知事(1)第02437号	肥銀地域共創投資事業有限責任組合
東京都知事(2)第31833号	株式会社インフィニティエージェント

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）川野　光正

（変更後）吉村　暢洋

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）川野　光正

（変更後）吉村　暢洋

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）川野　光正

（変更後）吉村　暢洋

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の七の規定に基づき、登録海技免許講習事務を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン

二　廃止する登録海技免許講習の種類　機関救命講習

三　廃止年月日　令和八年五月十九日

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号
㈢	占用を制限する区域	下野市笹原字古舘一一番一から同市笹原字海道向六四番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和十八年六月一日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十五号
㈢	占用を制限する区域	東京都品川区東大井二丁目九六八番一から同区南大井一丁目一七三一番三まで
㈣	制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和十八年六月一日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十九号
㈢	占用を制限する区域	塩尻市大字広丘野村字観音堂九五九番二から同市大字広丘吉田字道西六六四番一五まで
㈣	制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和十八年六月一日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十四号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
千葉市花見川区幕張本郷一丁目三六番四から同市花見川区幕張町一丁目七七七九番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和十八年六月一日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字正後庵二三六七番一三から同町拳ノ川字正後庵二三六六番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年六月一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第９号

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄１９６番地の１
清算株式会社　株式会社瀬戸内
代表清算人　　福﨑　守彦

１　決定年月日　令和８年５月１８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所第３民事部

更生手続終結

令和６年（ミ）第１号

東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー
更生会社　なぎさアセットマネジメント株式会社
（旧商号　寛一商店株式会社）
管財人　南　賢一

１　決定年月日　令和８年５月１５日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

			給与所得者等再生による再生手続開始
		小規模個人再生による再生計画取消	
		小規模個人再生による再生手続廃止	

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　一二九頁（号外第一二五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　三十五頁（号外第一三〇号）
令和八年六月一日
東京都江東区木場一丁目五番五五号
（甲）日興ビジネスシステムズ株式会社
代表取締役　川上　肇
東京都江東区越中島一丁目二番一号
（乙）日興企業株式会社
代表取締役　金子　宏之

合併公告

令和八年五月二十七日開催の甲の総代会、令和八年五月二十日開催の乙の総代会において、甲は乙を合併してその権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを議決しました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から令和八年七月十日までにその旨をお申し出下さい。
以上、消費生活協同組合法六十八条第五項及び同第六十八条の二第七項の規定により公告します。
令和八年六月一日
東京都目黒区大岡山二丁目一二番一号
（甲）東京科学大学つばめ生活協同組合
代表理事　柳田　保子
東京都文京区湯島一丁目五番四五号
（乙）東京科学大学御茶ノ水生活協同組合
代表理事　池田　正臣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十二日
掲載頁　六十二頁（号外第一一四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十二日
掲載頁　六十二頁（号外第一一四号）
令和八年六月一日
東京都港区六本木三丁目一六番一三―六一〇号
（甲）ＶＩＮＴＡＧＥ　ＣＡＶＥ　ＴＯＫＹＯ株式会社
代表取締役　桑田　肇
東京都港区六本木三丁目一六番一三―六一〇号
（乙）ＶＩＮＴＡＧＥ　ＣＡＶＥ　ＣＡＰＩＴＡＬ株式会社
代表取締役　桑田　肇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年八月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月一日
福岡県飯塚市忠隈三七五番地一
（甲）株式会社日興産業
代表取締役　三浦　修己
福岡県飯塚市楽市五九七番地五
（乙）有限会社タイセイ自動車
代表取締役　三浦　修己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月一日
熊本市東区佐土原一丁目一五番三三号
（甲）合同会社朋和宅建
代表社員　畑野　武久
熊本市東区佐土原一丁目一五番三三号
（乙）合同会社エンゼル
代表社員　畑野　武久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のマンション管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　九頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十日
掲載頁　十三頁
令和八年六月一日
東京都中央区日本橋二丁目三番一〇号
（甲）株式会社東京建物アメニティサポート
代表取締役　田代　雅実
大阪市中央区今橋四丁目四番七号
（乙）都市環境開発株式会社
代表取締役　根本　竜司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社中央アセット（住所　岐阜県中津川市茄子川二〇〇七番地の三六四）に対して当社の投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十九日
掲載頁　三頁
令和八年六月一日
岐阜県中津川市茄子川二〇〇七番地の三六四
株式会社中央成作所
代表取締役　中森　秀明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月一日
札幌市豊平区月寒東一条四丁目三番二二号
合同会社Ｕ－ｒｏａｄ
代表社員　柘植　勇祐

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年五月八日に終了しております。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

埼玉県戸田市喜沢南二丁目四―一五

光輝商事合同会社

代表社員　鄭　文　偉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

東京都目黒区中目黒四丁目四番七号

レディグラ合同会社

代表社員　鶴田　大輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目五番一〇号

ファンシア合同会社

代表社員　新町　大将

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

合同会社ＳＷＥＥＰ　ＤＯＮＵＴＳ

代表社員　中村　和也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

東京都品川区西五反田六丁目一六番六号

合同会社エイチエーエム

代表社員　樋口　亜紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

東京都品川区西五反田六丁目一六番六号

Ｍ．Ａ．Ｔ．Ｓ合同会社

代表社員　樋口　正泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊二八八番地九

合資会社津南自動車

代表社員　山田　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

富山県高岡市下伏間江五九一―一

合同会社ＣＡＲＤＲＥＡＭ

代表社員　平野　優斗

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、総会の承認決議は令和八年五月二十三日に終了しており、組織変更後の名称は小宮神区とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年六月一日

岐阜県揖斐郡揖斐川町春日小宮神九八九番地

小宮神生産森林組合

代表理事組合長　藤原　弘文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

兵庫県三田市下内神五二〇番地一四

アヤデザイン合同会社

代表社員　橘和　光弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＣＫＳマネジメントとします。

効力発生日は令和八年八月一日であり、当社の総社員の同意の取得は、令和八年五月二十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

沖縄県那覇市字国場二二四番地一リバーヒルズ三〇六　合同会社ＣＫＳマネジメント

代表社員　山城　克哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、組織変更後の商号はＧＤＩ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｓ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月一日

沖縄県沖縄市桃原三丁目一八番一〇号

ＧＤＩ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｓ合同会社

代表社員　ブール・ケネス・ジョセフ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千四百九十八万六百五十円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　一七〇頁（号外第三十九号）

令和八年六月一日

東京都品川区西五反田四丁目三二番一号

東京日産西五反田ビル七階

株式会社ナンバーナイン

代表取締役　小林　琢磨

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二、九〇〇、〇〇〇円減少して一〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月一日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

合同会社ミネルヴァ

代表社員　石川　祐司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し三千万円とし、減少した資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月六日であり、株主総会の決議は令和八年五月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月二日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　十二頁

令和八年六月一日

東京都港区芝公園三丁目四番三〇号３２芝公園ビル七階

Ｒｏｇｅｒｓ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ａｄｖｉｓｏｒｓ株式会社

代表取締役社長　エドワード・ロジャーズ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千百二十万円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二一頁（号外第二七二号）

令和八年六月一日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学南研究棟アントレプレナーラボ

ＷＡＳＳＨＡ株式会社

代表取締役　秋田　智司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　新日本海新聞

掲載の日付　令和八年六月一日

掲載頁　十九頁

令和八年六月一日

鳥取県米子市大篠津町六八八番地一〇

株式会社タニシ

代表取締役　安達　公之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二日であり、株主総会の決議は令和八年四月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七五頁（号外第二四二号）

令和八年六月一日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階　ＤＲＣ医薬株式会社

代表取締役　岡崎　成実

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日開催予定の臨時株主総会における定款一部変更の件が可決されることを条件とし、令和八年六月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を七十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月一日

東京都品川区西五反田二丁目二八番五号

株式会社ＫＯＭＰＥＩＴＯ

代表取締役　渡邉　瞬

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月一日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号

ユニテックフーズ株式会社

代表取締役　大橋　高弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

北海道旭川市パルプ町一条三丁目五〇五番地の一

国策共栄株式会社

代表取締役　内田　善朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

東京都墨田区亀沢四丁目一〇番二号

株式会社チヤンピオン

代表取締役　柳澤　秀幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

神奈川県横浜市戸塚区秋葉町二〇番地

株式会社大倉陶園

代表取締役　片田　智之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

石川県金沢市新保本五丁目四六番地

木谷薬品工業株式会社

代表取締役　城　裕貴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

静岡県浜松市中央区三新町四八七番地五

株式会社ムラックス

代表取締役　村松万紀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

愛知県豊田市大沼町切山八番地一

株式会社ロイヤルフレンドシップ

代表取締役　日比野哲也

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年二月十五日開催の臨時総会において、出資一口の金額を百万円から十万円に減少することを決議しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年六月一日

東京都練馬区大泉学園町四丁目一番二二―一〇一号

練馬物流事業協同組合

代表理事　千明　賢治

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江東区富岡一丁目二六番二〇号

須賀工業株式会社確定給付企業年金

清算人　石井　正彦

配当公告

大阪市西区新町一丁目三番一二号

破産者　株式会社三日月百子

右の者に対する大阪地方裁判所令和三年（フ）第七七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四六一、二四五、三七九円

一、配当することのできる金額

金一四、〇八八、三八〇円

令和八年六月一日

大阪市北区堂島浜一丁目一番二七号大阪堂島浜タワー四階　梅田総合法律事務所

破産管財人　今田　晋一

取消公告

令和八年五月八日掲載の千葉地方裁判所松戸支部に係る令和八年（チ）第二号所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告は令和八年三月二十六日に掲載済みのため取消します。

正　誤

令和八年五月二十二日（号外第百十三号）農林水産省告示第七百二十一号（種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件）

（印刷誤り）

二〇五ページから二〇八ページまでの品種登録の番号及び年月日欄中「令和８年５月20日」は「令和８年５月22日」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
四〇六	四	改正後欄同条十八項	同条第十八項	

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）国土交通省告示第四百七十八号（令和四年国土交通省告示第四百二十二号の一部を改正する件）

（原稿誤り）